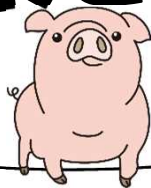


# 衛生だより



令和3年度第11号（7月）発行

千葉県北部家畜保健衛生所

東部・北部家畜防疫獣医師会

〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1

Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996

**夜間・休日緊急（転送されます）**

(公社)千葉県畜産協会

〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

## 死亡家畜の処理は適正に行いましょう！

家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。**死亡畜は必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。**

- 1、死体は自己所有地であっても埋却してはいけません。
- 2、子豚であっても埋却してはいけません。
- 3、定期報告書で報告している「埋却地」は、通常死亡家畜の埋却に使用してはいけません。



### 〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

動物の死体は産業廃棄物にあたります【第二条】

事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません【第三条】

これら廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています【第十六条】

### 〈化製場等に関する法律〉

死亡獣畜の解体、埋却または焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う事は禁止されています【第二条】

家畜の様子がおかしいと思ったら…

**北部家畜保健衛生所** Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

毎月1日は  
一斉消毒の日